

障碍社通信

永年勤続表彰式

この度、町田商工会議所が主催している『令和4年度町田市永年勤続従業員式』が、新型コロナウイルス感染症防止対策を講じて開催されました。

長年にわたり『株式会社 障碍社』に貢献していただいた、佐々木智康さん、後藤洋平さん、北井秀樹さん、草野裕子さん、前田岳史さん、濱田健さん、川村操さん、工藤直美さん、岡崎仁枝さん、荻間澤瑞希さん、江良友美さん、比護加奈子さん、渡邊佳代子さん、奥野晃司さん、桜田崇史さん、恩田英和さん、高浪純さん、計17名（順不同）が受賞されました。

今年度は、会場での受賞式に皆さま参加できませんでしたが、代表して後藤洋平さんに安藤社長から感謝状を贈呈していただきました。



知らないことって恐ろしい、

使える制度が使えていないのはもっと恐ろしい!!!

■呼吸器障害の障害者手帳追記

障害当事者の Y です。自治体の日常生活用具費の助成について調べたところ、空気清浄機という項目がありまして、先日、問い合わせさせていただきました。ところが私は「18 歳以上で、身体障害者手帳（呼吸器）3 級以上を所持する方」という条件についての記載を見落としていて、自分は人工呼吸器を使っているのも当然申請できるだろうと思い込んでいました。ただ、実際には呼吸器障害という文言がしっかりあるようです。後日、ケースワーカーさんから問い合わせがあり、「Y さんは呼吸器を使用しているけど、障害者手帳には上肢下肢の肢体不自由しか書かれていないので、診断書があれば呼吸器障害という文言が追記できると思います。」とお伝えいただきました。知らないことがまだまだあるし、自分自身の固定観念が当然申請できるだろうという思い込みに繋がったことを反省しました。

■熟練した重度訪問介護従業者による同行支援

重度訪問介護で『熟練した重度訪問介護従業者による同行支援』についてご存知でしょうか。この制度は、新人ヘルパー 1 人では十分なサービス提供が難しい場合に、ベテランヘルパーを同行させることで利用者の介助ニーズに答えるための制度になります。何でも、特定要件に必要な新人ヘルパーへの指導・教育のためのベテランヘルパー同行とは異なるようです。また、本制度は利用者 1 人につき、ヘルパーが 3 人まで認められますが、利用者や地域の事業者の状況などにより自治体が認める場合にはそれ以上も可能性があるようです。

私の場合、生活の場面・場面においてその都度人工呼吸器の取り扱いやそれに伴う介助に神経を使うばかりでなく、細かい座位や部位の体位交換等の調整なども困難を極めます。入ったばかりの新人ヘルパーには荷が重く、私にとってもリスクがある状態です。自治体もその点を考慮してくださり、今回、制度利用を認めていただきました。

知らないことって恐ろしい、使える制度が使えていないのはもっと恐ろしい!!!
勉強不足を反省した体験でした。

参考情報を記載させていただきます。

障害福祉サービス等報酬に関するQ&A（平成 31 年4月4日）によると、「特定事業所加算の当該要件は、良質な人材を確保しサービスの質の向上を図る観点から、新規に採用した従業者に対し、適切な指導や研修を行うことを事業所に求めるものである。一方、熟練ヘルパーによる同行支援は、新任従業者への指導や研修を目的としたものではなく、重度障害者に対して不慣れな新任従業者が支援を行うことにより、意思疎通や適切な体位 変換などの点で十分なサービスを受けられないことがないよう、熟練ヘルパーが同行し、十分なサービス提供を確保するものである。」と記載されています。

参考：障害福祉サービス等報酬に関するQ&A（平成 31 年4月4日）

相談窓口のご案内です

障碍社では相談窓口を設置しています。直接、所長や担当者に繋がります。お困りの事がございましたら、下記 URL から相談内容をご確認の上、担当者へお問い合わせください。

相談窓口 <https://shogaisha.co.jp/staff/#consultation>

Facebook、Instagram のご紹介です。

当事者スタッフが重度訪問介護を利用した日常生活、趣味や好きな物などのプライベート画像を投稿しています。是非、ご覧になりフォローとシェアをお願い致します。下記の QR コードを読み取りご覧ください。

